

農業労働力確保緊急支援事業 事業要件申請受付締切日一覧

農業労働力確保緊急支援事業実施要綱 抜粋
別記1 第4
1 事業の申請
(1) 本事業による支援を受けようとする者が代替人材を雇用することとした時は、不足人員と代替人材の雇用計画を比較した掛かり増し経費等に係る調書を作成し、その根拠資料とともに、原則として支援の対象とする労働が最初に行われた日の1か月後までに事業実施主体に助成金交付の申請をするものとする。

代替人材の労働開始日	事業要件申請期限
1日	翌月1日
2日	翌月2日
3日	翌月3日
4日	翌月4日
5日	翌月5日
6日	翌月6日
7日	翌月7日
8日	翌月8日
9日	翌月9日
10日	翌月10日
11日	翌月11日
12日	翌月12日
13日	翌月13日
14日	翌月14日
15日	翌月15日
16日	翌月16日
17日	翌月17日
18日	翌月18日
19日	翌月19日
20日	翌月20日
21日	翌月21日
22日	翌月22日
23日	翌月23日
24日	翌月24日
25日	翌月25日
26日	翌月26日
27日	翌月27日
28日	翌月28日
29日	翌月29日
30日	翌月30日
31日	翌月31日（30日までの場合翌々月1日）